

●香川県告示第247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成29年香川県告示第128号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年9月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

坂出市

2 都市計画事業の種類及び名称

坂出都市計画道路事業 3・4・24 京町線 3・3・3 坂出駅坂出港線

3 事業施行期間

平成24年1月6日から平成36年3月31日まで

4 事業地

収用の部分 平成24年香川県告示第6号及び平成29年香川県告示第128号の事業地である元町1丁目及び京町1丁目地内において事業地を変更する。